

指 名 停 止 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：株式会社志賀建設（法人番号6380001011580）
業 者 の 住 所：福島県石川郡石川町字屋敷入 6 3
2. 指名停止措置期間：令和 6 年 8 月 2 0 日から令和 6 年 1 2 月 1 9 日まで
（4 か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、
山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：
有資格者の元社員及び元取締役は、福島県石川町が発注した複数の公共工
事の入札において、石川町長が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害し
たとして、令和 6 年 4 月 3 0 日及び同年 5 月 2 1 日、福島県警に公契約関係
競売等妨害の容疑で逮捕され、同年 5 月 2 1 日に地検郡山支部に公契約関係
競売等妨害の罪で起訴された。その後、有資格者の元社員及び元取締役は、
複数の公共工事の入札情報を入手した見返りとして、約 4 2 万円相当の物品
を提供したとして、同年 6 月 1 0 日、福島県警に贈賄の容疑で再逮捕された。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第
8 号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うもの
である。

参考○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事 請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使 用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競 売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。） ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2 月以上 1 2 月以内 1 月以上 1 2 月以内